

随意契約の結果

【令和4年11月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
千葉A：あんふあん広告掲載等業務（年末年始号）	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年11月17日	(株) 電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	1,221,660円	1,118,480円	91.6%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
千葉A：2022年春CP駅ポスター制作・掲出業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年11月24日	(株) 電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	1,870,853円	1,664,053円	88.9%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
千葉A：2022年春CP空港第2ビル駅ポスター制作等業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年11月24日	(株) 電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	1,081,190円	875,380円	81.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
千葉A：成田市防災ハザードマップ制作等業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年11月24日	(株) 電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	1,449,030円	1,438,800円	99.3%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
千葉：JR柏駅サインボード使用契約	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年11月30日	(株) ジェイアール東日本 企画 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5	7011001029649	2,042,040円	2,042,040円	100.0%	本業務は、UR賃貸住宅の認知及びブランドイメージの向上並びに空家の解消を図る手法として、柏駅構内に看板を掲出するものである。柏駅は利用者も多いことから、極めて高い訴求効果が高いと判断した。契約目的物である看板設置物は、当該業者のみが保有しているため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】千葉北住まいセンター借契約	業務受託者 (株) URコミュニティ 千葉北住まいセンター長 浅井 泰弘 千葉県柏市柏4-8-1	令和4年11月18日	(株) こうじや 千葉県柏市柏4-6-1-1	5040001065554	94,184,112円	94,184,112円	100.0%	当該契約は、住宅管理センター業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				